

健康保険

きょうと

2018 4

〈発行者〉  全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634
カラスマプラザ21

電話番号：075-256-8630 (企画総務グループ)

URL：https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/

〈発行〉平成30年4月20日発行 第92号

一度に払う
医療費が高額で…



そんなときは **限度額適用認定証** が便利です！

限度額適用認定証って？

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口へ提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払い(※1)が自己負担限度額まで(※2)となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。
保険外負担分(差額ベッド代等)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

70歳以上の方は、保険証と併せて「高齢受給者証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなりますので、原則、限度額適用認定証は不要(※3)です。

※3 被保険者の方が市区町村民税非課税の場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」による申請が必要となる場合があります。

お手続き方法は？

step 1



「健康保険限度額適用認定申請書」を協会けんぽ京都支部にご提出ください。

1週間程度

step 2



「限度額適用認定証」が交付されます。

step 3



保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

※被保険者の方が**市区町村民税非課税**の場合は、非課税証明書を添付して「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。



申請書のダウンロードおよび詳しい制度内容については、協会けんぽホームページをご覧ください。

生活習慣の改善が
必要な方へ

特定保健指導を受けませんか？



「最近おなか周りが気になる…」 「健診の結果が良くなかった…誰かに相談したい」 そんな時は、特定保健指導をご利用ください！

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診受診の結果、生活習慣病のリスクが高い方へ特定保健指導を**無料**で行っています。

該当の方がいらっしゃる事業所様へは、別途ご案内をお送りします。後日、協会けんぽの保健師または、管理栄養士、もしくは協会けんぽが委託した外部専門機関が事業所様へお伺いしますので、ぜひご利用ください。

また、協会けんぽでは、平成30年度から特定保健指導の実施率など、健康づくりの取り組みに応じて協会けんぽ全支部をランキングし、ランキング上位過半数の支部に報奨金を付与して保険料率を引き下げる「インセンティブ(報奨金)制度」が導入されました。(保険料率への反映は平成32年度から)

ご自身の健康のため、保険料率引き下げのためにも、積極的に特定保健指導を受けていただきますよう、お願いいたします。